

◎ 自己負担上限額管理票の記載方法

医療費総額（10割）については「軽症高額該当」や「高額かつ長期」の確認に使用するため、自己負担上限額に達した後も医療費総額の累計が5万円に到達するまで記載してください。

《自己負担上限額管理票の記載例（福祉医療との併用無し）》

自己負担上限額管理票（1）

月額自己負担上限額 5,000 円

月日	指定医療機関名	医療費総額(10割) 自己負担額	自己負担 累積額	印
11/4	〇〇訪問看護ステーション(10月分)	55,000 5,000	5,000	印
11/6	□□薬局	5,000 1,000	1,000	印
11/8	〇〇病院	10,000 2,000	3,000	印
11/9	〇〇病院	20,000 2,000	5,000	印
11/10	△△薬局	10,000		
11/12	〇〇病院	70,000		

自己負担上限額を記入。

- ・ 上限額の5,000円に達するまでの医療費を徴収します。
 - ・ 窓口で自己負担上限額を徴収する都度、徴収額を「自己負担額」欄に記載し、確認印として「印」欄に押印します。
- ※自己負担累積額が上限額に達した時は赤字で記載して下さい。

※「医療費総額（10割）」欄については、「高額かつ長期」等の確認に使用するため、自己負担上限額に達した後も医療費総額の累計が5万円に到達するまで記載して下さい。この場合、他の欄には斜線を引いてください。

※11月の医療費総額の累計は11/6～11/10までで45,000円ですが、11/12の医療費総額70,000円を足して初めて5万円を超えるため、医療費総額については11/12まで記載する必要があります。

(5,000円 + 10,000円 + 20,000円 + 10,000円 + 70,000円 > 50,000円)

※自己負担額を徴収した月日を記入します。徴収が翌月でも特定医療費（指定難病）を提供した月で上限額を管理することになるため、「指定医療機関名」欄に提供した月を記載して下さい。

《自己負担上限額管理票の記載例（福祉医療との併用有）》

自己負担上限額管理票（1）

月額自己負担上限額 5,000 円

月日	指定医療機関名	医療費総額(10割) 自己負担額	自己負担 累積額	印
11/4	〇〇訪問看護ステーション(10月分)	55,000 5,000	5,000	印
11/6	□□薬局	5,000 1,000	1,000	印
11/8	〇〇病院	10,000 2,000	3,000	印
11/9	〇〇病院	20,000 2,000	5,000	印
11/10	△△薬局	10,000		
11/12	〇〇病院	70,000		

- ・ 特定医療費（指定難病）の自己負担額までの医療費を他の「福祉医療制度」へ請求します。
- ・ この場合、実際に徴収する金額は福祉医療制度の自己負担額となりますが、「医療費総額（10割）」欄、「自己負担額」欄、「自己負担累積額」欄には特定医療費の医療費総額及び自己負担額を記載して下さい。なお、特定医療費の自己負担額を徴収しているわけではないため、「印」欄ではなく、「自己負担額」欄の横に確認印を押印します。

※福祉医療併用後の自己負担額は記載しないでください。

例) 通院・入院ともに自己負担ゼロの福祉医療を併用する場合

健康保険 3割負担で特定医療費の自己負担上限額が5,000円の患者が、特定医療費と福祉医療を併用し医療機関で受診した場合。

⇒特定医療分の医療費総額が5,000円の場合、特定医療と福祉医療が適用され本人の窓口負担は0円となるが、「自己負担額」欄には特定医療費を適用した場合の自己負担額1,000円（医療費総額×2割）を記載します。

※「福祉医療制度」とは、「重度心身障害者医療」「乳幼児等医療」「ひとり親家庭等医療」等です。